

災害廃棄物と処理

災害廃棄物の処理にあたって

非常災害発生時には膨大な量の災害廃棄物が発生し、人の健康又は生活環境に重大な被害を発生させるのみならず、交通や生活、ライフラインの復旧を妨げます。まず、災害廃棄物を撤去することが復旧・復興の第一歩となります。

道路や生活空間から撤去された災害廃棄物は近隣の仮置場へ運ばれます。円滑かつ迅速な処理の実現と平行して、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等をするのも復旧・復興を支える上で重要となります。



1 膨大な量の災害廃棄物が発生

災害が発生すると平時の廃棄物とは性状の異なる膨大な量の災害廃棄物が発生します。その量は通常の年間の一般廃棄物処理量の何倍にもなることもあります。

災害時の
対応力を高める
全国的な
取り組みだね



2 廃棄物を「一時的」に集積

災害が発生すると人命救助や支援物資の輸送を行うため、支障になる災害廃棄物が道路にある場合は優先して撤去する必要があります。また、復興に伴い家屋内外の片付けや解体が始まりますが、一度に大量の廃棄物が発生するため、処理が可能になるまでの間、一時的に集積・仮置きする必要があります。

3 廃棄物を分別して保管

災害廃棄物は中間処理（分別、破碎、焼却等）を経て最終処分または再生利用されます。とりわけ再生利用は復旧資材として活用され復旧・復興の役に立つこととなります。円滑かつ迅速な処理のためだけでなく、減量化及び再生利用の促進のためにも「分別」は大変重要となります。



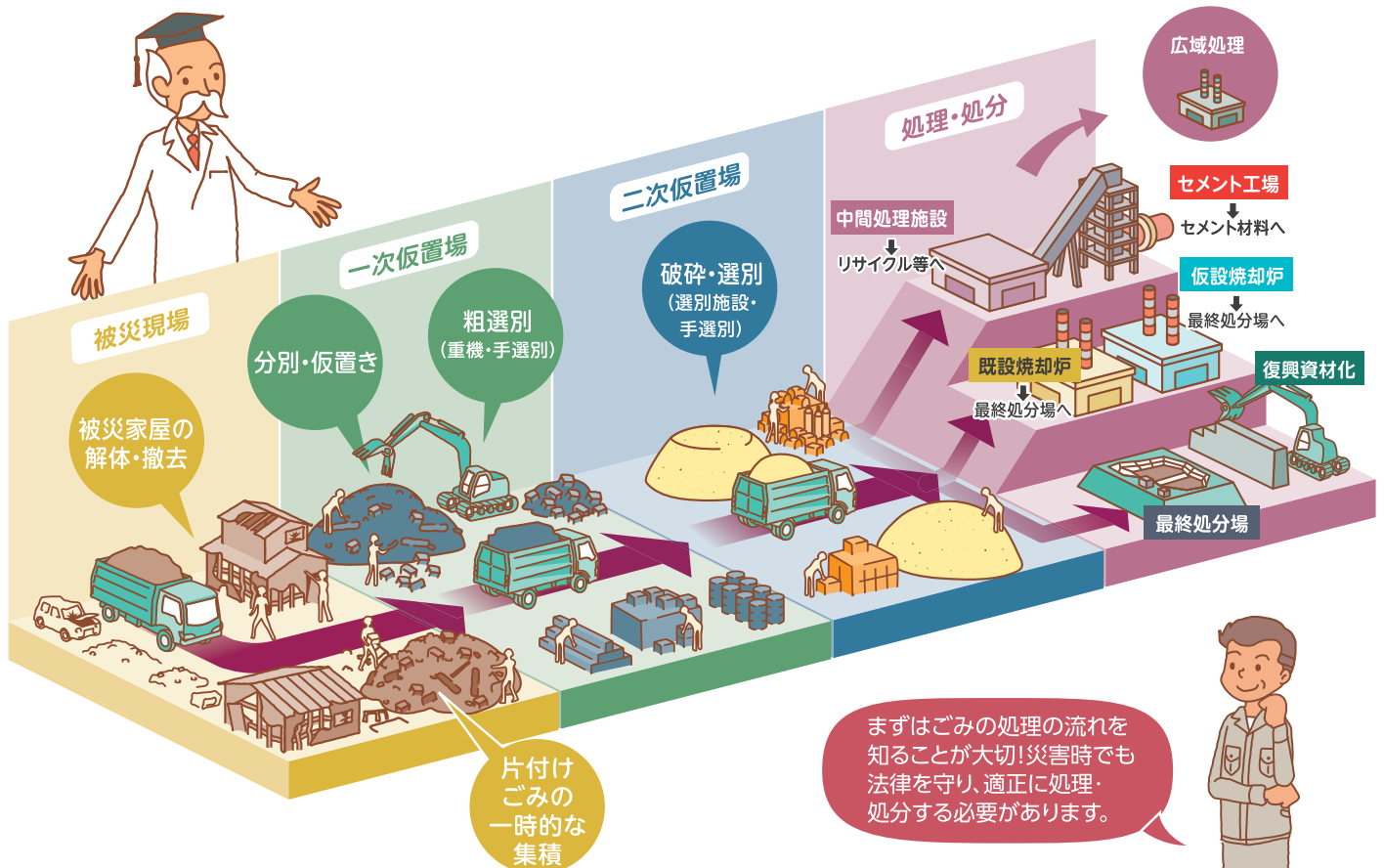
の機能と役割

東日本大震災における災害廃棄物処理の教訓を踏まえ、平成27年9月16日、災害廃棄物対策に係る知見・技術を有効に活用し、国、自治体、事業者が連携することで災害対応力の向上につなげることを目的に発足しました。以下の機能と役割のもと、平成27年9月関東・東北豪雨以降の大規模な災害時には構成メンバーを被災地に派遣するなどし、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるように支援してきました。

- 環境省が中心となり、民間事業者団体の役割分担等を整理し、連携・協力体制を整備。また必要な人材確保・育成等も行う。
- 平時には、災害廃棄物対策の充実・強化を推進。地方自治体の事前の備えを支援。
- 発災後には、災害・被害情報の収集・分析を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を支援。



災害廃棄物処理の流れ



被災現場

被災現場では、撤去・一時的な集積・運搬等が行われます。大量の災害廃棄物は一度に処理することが出来ないため、人命救助や物資の輸送に支障のない場所で仮置きされることがあります。この場合、後の運搬や処理等を考えた配置や形状となるよう、分別しておくことが望まれます。



(一次・二次) 仮置場

処理前に、災害廃棄物等を一定期間、分別・仮置きしておく場所です。災害廃棄物の量や状態、場所によって、分別・仮置きが行われる一次のみの場合、破碎・機械選別が行われる二次まで設定される場合があります。



処理・処分

災害廃棄物は法に則って適正に処理、再生、処分される必要があります。また、復興を促進するうえでも、迅速な処理、処分が必要になるため、既存施設を最大限活用するとともに広域処理や仮設処理施設を設置しての処理が実施されます。

